

佐八酒消組監第23号
令和5年12月5日

佐倉市八街市酒々井町消防組合
管理者 西田三十五様

佐倉市八街市酒々井町消防組合
監査委員 浅羽芳明
監査委員 江澤真一

令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書
の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により、令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合の定期監査を執行したのでその結果報告書を同条第9項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書

第1 定期監査の対象所属

消防本部警防課、救急課及び指揮指令課

第2 定期監査の対象期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

第3 定期監査の実施日

令和5年11月24日（金）

第4 定期監査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第5 定期監査の方法

定期監査資料として、帳票、帳簿及び書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的かつ効率的に行われているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査を行いました。

内容聴取については、それぞれの所属の所管事務事業の執行状況等について質疑応答の方法で行いました。

第6 定期監査の結果

1 予算の執行状況

予算の執行状況は、適正であると認められました。

2 事務事業の執行状況

主な事務事業の執行は、適正であると認められました。

3 事務の処理状況

事務の処理状況は、おおむね良好であると認められました。

4 総括

各課の事務事業が適正に行われていることが確認でき、予算の執行並びに各事業の執行についても例月出納検査を実施していることから適正に処理されていきました。

また、各課が抱えている諸課題については、部署によって様々ある中で、現状の人員及び資機材で最大の効果を上げるよう各課が工夫しながら対応していることが理解できました。

5 留意事項

(1) 職員の大量退職時期の到来及び定年年齢の引上げなどの影響を最小限に抑え、職員の職務能力の維持向上が図られるよう引き続き人材育成に努めてください。

(2) 救急需要の増加に当たり、隊員の負担軽減策を講じた上、救急体制の強化を図ってください。

(3) 消防力の根幹をなす消防車両等の整備については、構成市町と協議し計画的な更新を図ってください。